西尾市（にしおし）

津波（とても高い波）が　来るかもしれない　ところや、
逃げる　ところを　書いた　地図

津波（とても高い波）ハザードマップ

③一色西部・一色中部・佐久島地区

発行（作った　ところ）：西尾市　危機管理局　危機管理課　TEL：0563-65-2137　発行年月（作った　年と　月）：令和３年３月

凡　例

- 津波一時待避所
- 指定緊急避難場所（逃げる　ところ）（津波）
- 指定避難所（生活をする　ところ）（津波）
- 学校
- 市役所・支所
- 警察・交番・駐在所
- 消防署
- 救急病院
- 幼稚園・保育園
- その他の　施設
- 地下道

- 小学校区界
- 市界
- 鉄道
- 緊急輸送道路（災害の　時に　使う　大きな　道路）

基準水位（津波の深さ）

- 5.0m ～
- 3.0m ～ 5.0m
- 1.0m ～ 3.0m
- 0.5m ～ 1.0m
- 0.1m ～ 0.5m
- 水面（池、沼）

（津波災害警戒区域（津波が来るかもしれない　ところ）の中）

土砂災害警戒区域など

（大きな　石が　落ちたり、がけ崩れて　危ない　ところ）

- 土砂災害特別警戒区域（特に、　危ない　ところ）
- 土砂災害警戒区域（がけが崩れて　危ない　ところ）
- 土砂災害警戒区域（地すべりで　危ない　ところ）

このハザードマップについて

このハザードマップは、津波災害警戒区域（津波が来るかもしれないところ）と、避難場所（逃げるところ）などを　表示しています。
日ごろから、このハザードマップを　見て、家や　職場（仕事をしているところ）に　近い　避難場所を　決めてください。
地震の　大きさによっては、このマップより　もっと大きな津波が　来るかもしれません。そのことを考えて、津波の　来ないところに　逃げてください。
災害は、津波だけではありません。土砂災害（崖がくずれること）、水害（大雨により水があふれること）も　発生します。日ごろから、土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップも　見てください。

避難場所（逃げる 場所）などの　説明をします

【津波一時待避所】
津波が　来ないところへ　歩いて　逃げることが　できないときに、すぐに　逃げる　高い　建物

【指定緊急避難場所（逃げる　ところ）】
地震や　津波から　命を　守るために、逃げる　ところ

【指定避難所（生活をする　ところ）】
家が　地震、津波によって　壊れたため、住むことが　できなくなったときに、生活を　する　ところ

【指定避難所（二次開設）（生活をする　ところ）】
指定避難所が　足りないときに、避難所（生活をするところ）として　使うところ
※どこの避難所を使うのか、防災放送で　知らせます

津波災害警戒区域とは

津波災害警戒区域は、津波から　命を　守るために、逃げる必要がある　ところです。この区域は、愛知県知事が　決めました。
このハザードマップでは、基準水位（津波の深さ）として、色が　塗ってあるところが　津波災害警戒区域です。
海や川の近く、池は、基準水位の　色が　塗ってありませんが、周りの土地に　色が　塗ってあれば、そこから　避難（逃げること）してください。

基準水位と　浸水深（今までの　津波の　深さ）の　ちがい

このハザードマップで　示す　津波の　深さを　基準水位と　いいます。
基準水位は、浸水深（今までの　津波の深さ）に、津波が　建物に　ぶつかったときの、水の上昇（水面の盛り上がり）を加えたものです。基準水位は、地面からの　高さ（m）で　示しています。

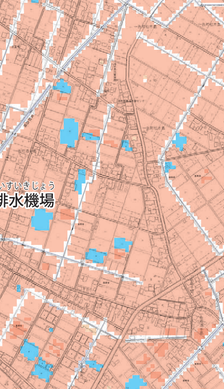

索引図

佐久島

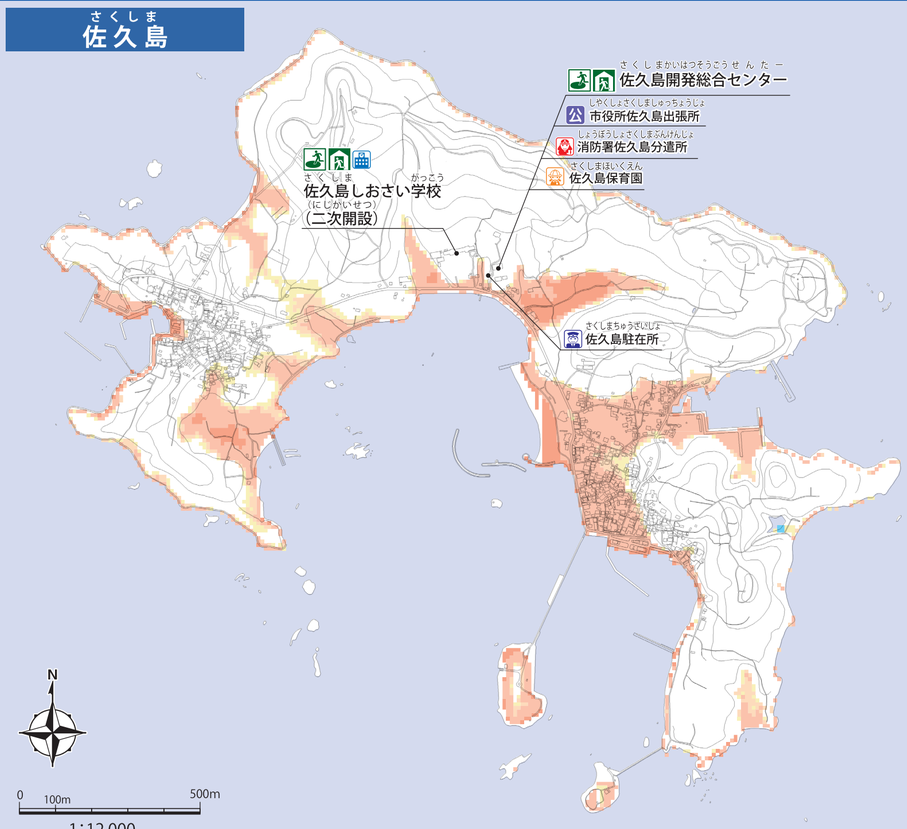

0　100m　500m
1:12,000

この地図は、平成 24 年 3 月作成の西尾市都市計画基本図を使用して作成したものである。　　測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 838